

差別助長する鳥取ループの 「部落探訪」を許すな！

片岡明幸

部落解放同盟中央執行副委員長

はじめに

全国各地の被差別部落に潜入して写真や動画でそこが被差別部落であることをさらし続けている鳥取ループ（＝示現舎・宮部龍彦）の「部落探訪」に対し部落解放同盟大阪府連富田林支部の代表が昨年一月六日に削除を求めて大阪地裁に仮処分の申し立てをおこない、一二月六日には埼玉県連熊谷市協議会の支部長がやはり削除を求めてさいたま地裁に提訴した。また本年一月二四日には新潟県連の新発田支部、中条支部、湯ノ沢支部の代表が新潟地裁

に提訴した。

「部落探訪」は二〇一五年の一二月から鳥取ループが自身のウェブサイトに公表してきたもので、被差別部落の個人の住宅や表札、工場、商店、自動車のナンバープレート、姓名が入った墓地の墓誌名、公園、神社等の画像を公表し、またことさら放置車両や廃屋・投棄物等を撮影して「部落は怖い・環境が悪い」というイメージを搔き立て、見る者の差別意識を喚起してきた。二〇一六年三月には四か所だけたものが、その後、二〇一三年一一月末時点では三四一か所に増えている。

差別を拡大助長するこの「部落探訪」について、部落解放同盟はたびたび法務省と交渉をもつて削除するよう迫り、また一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会など民間ネット事業者団体にも削除を要請してきたが、どちらも法の未整備を理由に無為無策のまま放置してきた。このため解放同盟は裁判によって削除させる方針を決めたが、「全国部落調査」復刻版の裁判をおこなつている最中だつたことから、東京高裁の判決を待つて提訴することにした。そして昨年六月二八日、高裁が判決を出したので、いよいよ訴訟に踏み切つた。それがこの三地区の訴訟である。裁判を起こすにあたつては、晒された地域の当事者が原告になることが要求されるので、解放同盟は全国の都府県連に裁判の原告になるよう呼び掛けた。しかし、裁判を起こせば、鳥取ループのさらなる晒し行為や個人攻撃の対象となることが予想されるため、原告として立ち上がるにはかなりの勇気がいる。いくら許せないという気持ちがあつたとしても、家族や親族、あるいは地域

住民の理解と協力なしに簡単に手を挙げることができない。そういうなかで大阪、埼玉、新潟の三地区が立ち上がつた。三地区（五人）の原告の皆さんのが勇気と決断にこころから敬意を表したい。

1 裁判の特徴

三ヵ所の裁判は「部落探訪」の削除を求める点では一致しているが、裁判の内容は少しづつちがう。大阪は削除を求める仮処分の申し立てから始め、埼玉と新潟は本訴から始めた。仮処分は、大変な被害が起きているので、それを仮に止めるという手続きで、比較的短時間のうちに裁判所の決定を出させる闘いとして有効な方法である。大阪府連では、仮処分の決定が出たあと、さらにほかの地域からも参加を呼び掛け、府連全体の闘いとして進める方針である。

いっぽう、埼玉の場合、「部落探訪」が出されたのが初期の二〇一九年で、だいぶ時間がたつていることもあって仮処分での削除は求めず、最初から

権利侵害という形で裁判所に訴える方針で臨んだ。新潟の場合は、協議の結果、三人の支部長が原告を引き受け、三支部合同の裁判となつた。

また埼玉、新潟では、部落解放同盟県連も原告として最初から裁判に参加することになった。これは、仮処分では団体（部落解放同盟）が原告として認められることは難しいけれど、本訴であれば団体であつても権利侵害が争えるという考え方から判断したものである。ただ、団体の権利侵害を認めさせるのはハーダルが高い。しかし、そもそも部落解放同盟という団体は、支部員はもちろんのこと、被差別部落の住民の権利を守るために活動することを目的にした団体である。その団体がこのような露骨な人権侵害を前にして原告になれないというのはおかしいという考え方から、県連が原告に加わる選択をした。

2 「部落探訪」の差別性

被差別部落の動画をネットに掲載することがいか

6 レポート

に悪質で差別的であるかはいまさらいうまでもないが、ポイントだけ簡単に触れておく。まず第一は、ネットで被差別部落の動画をさらすことは、被差別部落への差別意識を喚起することである。ネットで被差別部落の街並み等を晒すことは、見る者に対して、そこが特別な地域であること、特別な人たちが住む地域ということを印象付け、差別意識を呼び覚ます。実際、宮部はわざわざ「（地区内の産廃の山からは）掘つたらヤクザに殺された人の骨が出てくるのではないかと地元では噂されている」（埼玉・熊谷市T地区の部落探訪）など、いかにも差別を喚起する文章を掲載している。宮部は、「単に地域についての事実を記載したものである」から、差別意識が生

まれるわけはない。「差別の拡散助長」というのは、解放同盟の被害妄想だといつてはいる。しかし、公表している地域は、有名な高級住宅街や観光スポットではない。被差別部落としての地域の動画の公表である。見るもの対して、この画像に出ている地域は、特別な地域であり、特別な人たちだという印象を与える、差別意識を呼び起こす動画なのである。

宮部は、地名リストとはちがうと言つているが、動画のほうがより具体的でリアルに部落を特定し、差別意識を喚起するのである。

第二は、身元調査に悪用されることである。すでに三五三カ所がさらされているが（二〇一二四年三月一〇日現在）、ここまで地域を晒すと実質的に「全國部落調査」の地名リストと変わらなくなる。多分、それが彼の狙いだろうが、「全國部落調査」の地名リストを動画や写真付きで公表しているのと同じで、その分より悪質だ。

第三は、将来にわたって公表された地域に住んでいる人を不安におとしいれ、平穏に暮らす権利を脅

かすことである。「部落探訪」は、特定の地域情報を被差別部落として掲載しているが、そこに暮らす人々はこの晒し行為に大きな脅威を感じ、不安を抱いている。私が参加した埼玉県熊谷市T地区の支部会議では、参加した支部員は口々に「これはひどい。何とか消してほしい」「自分たちがさらし者になつていて」と怒りを込めて批難した。また、「将来もこの地域が被差別部落とういうレッテルを貼られて差別されることになるのは絶対許せない」「私の子どもや孫は、この地域を出て東京や横浜で暮らしているが、結婚相手や孫には自分の出身地が被差別部落であることは話していない。この部落探訪で、子どもや孫にも影響が出たらどうするのだ。それが一番心配だ」と不安を語った。「部落探訪」は、公表された地域に住んでいる人を不安におとしいれ、将来にわたって平穏に暮らす権利を脅かすのである。東京高裁の判決も「本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとつては、実際

に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれには怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穀な生活を侵害されることになるのであって、これを受忍すべき理由はない」（二三頁）と述べている。

3 出版禁止に対する報復

ところで、宮部が「部落探訪」を流し続けるのは、裁判によって地名リストの出版やネットへの掲載が止められていることに對する彼の「報復」であり、「対抗手段」であることに注目しなければならない。

宮部がネットに「部落探訪」を出すようになったのは二〇一五年一二月からであるが、なぜこの時期なのか、それには理由がある。彼は二〇一五年末に「全国部落調査」を入手し、翌一六年一月にデータ化してインターネットに上に公開した。彼の発言をみると、この「全国部落調査」の発見＝入手は、彼

にとつてまるで「世紀のお宝」を発見した探検家のようなものであつた。そして彼は、その内容を確かめるべく、入手と同時期の一五年一二月に被差別部落に出かけ、その地域の特徴がわかるような写真を撮影し、そこを公表するこの「部落探訪」を開始した。その意味で「部落探訪」は「全国部落調査」の入手が引き金になつて始めたものである。

ただ、この時点での彼の主要な関心は「部落探訪」ではなく、「復刻版」の出版にあつたと推測できる。しかし、二〇一六年三月二八日、部落解放同盟の仮処分申し立てで書籍の出版が横浜地裁によつて禁止され、また、ネットに公表していた「全国部落調査」のデータも仮処分決定で禁止された（二〇一六年四月一八日）。そこで彼が考えたのが別な方法で「全国部落調査」を公表する、それもよりリアルに地域そのものに直接出かけて、そこの写真や動画を公表することであった。それが「部落探訪」である。そういう意味で「部落探訪」は、出版を禁止された宮部の解放同盟や裁判所に対する報復であり、

対抗手段なのである。実際、宮部は、「部落探訪」一〇〇回目（二〇一八年一二月一九日投稿）で、それを認めている。

被差別部落の地名や情報の公表に對する病的なまでの固執の理由はなんであるのか。彼が裁判所に提出した準備書面の字面だけで言えば、「同和タブー」と言われる同和問題をタブー視するマスコミの態度を「打破」することが目的だということになるが、はたしてそれだけなのか。そこはよくわからないうが、いざれにせよ彼はその後も判決や行政指導をまったく無視し、対抗を続けてきた。二〇一六年三月二九日には、「直ちに中止せよ」という東京法務局の「説示」を無視し、二〇一八年二月二七日には法務省の「依命通知」を無視した。彼は、「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで憧れは止められないのです」とTwitter（現X）上で宣言している（二〇一九年一月二一日）。

さらに彼は、出版・ネット公表を禁止した二〇二一

年九月二七日の東京地裁判決を無視し、同じく出版・ネット公表を禁止した二〇二三年六月二八日の高裁判決も無視し、ひたすら「部落探訪」を増加させた。

4 画期的な高裁判決

ここで東京高裁の判決について触れておきたい。宮部に対する裁判は東京地裁を経て東京高裁に移り、高裁（土田昭彦裁判長）は二〇二三年六月二八日に判決を言い渡した。高裁は、一审判決に統いて「全国部落調査」の出版の差止めを認め、差止めの範囲にあらたに佐賀、長崎など六つの県を追加し、三一都府県に拡大した。損害賠償も六〇万円増やして総額五五〇万円に増額し、事実認定においても現在も残る厳しい部落差別の実態があることを認定した。また、権利侵害を受ける原告の範囲についても、戸籍を遡つて身元調査がおこなわれている実態を直視し、原告本人の現在の住所・本籍だけでなく、「過去の住所・本籍」や、「親族の住所・本籍、

親族の過去の住所・本籍が被差別部落にある原告にまで拡大した。

そして、一番大きな争点になつていた「差別されない権利」については、事実上これを認める画期的な判決を下した。高裁は憲法に根拠をおいて、次のように述べた。

「憲法一三条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法一四条一項はすべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑かんがみると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保つつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである」（二二二頁）

「差別されない権利」とはいっていないが、「法的に保護された利益」という形で事実上、「差別されない権利」を認めたのである。

5 「差別されない権利」の意義

ここで「差別されない権利」を認めたことの意義について少し解説しておきたい。まず一つは、これまでの差別概念を拡張し、インターネットやヘイトスピーチなどの差別を広く差別ととらえて、それらの排除を求める権利として「差別されない権利」を確立する道を切り開いたことである。従来、憲法一四条が禁止する差別については、特定の人に対する「不利益な取扱い」に限定しており、偏見や嫌悪感にもとづいて不特定多数の人びとを排除したり、攻撃することとは別の概念であるとされてきた。しかし、近年、インターNetにおける差別投稿や在日コリアン等の排斥を叫ぶヘイトスピーチなど旧来の概念では対応できない新たな状況が現出し、これらの問題に対応し、被害者の人権を守っていくためには「不利益な取扱い」だけではなく、偏見や差別意識にもとづく不当な言動を「差別」ととらえ、その排除や防止を求める権利を「差別されない権利」と

して新たに確立することが求められていた。判決は、この新しい権利としての「差別されない権利」を事実上認め、この先これを新しい権利として確立する道を切り開いた。

二点目は、「差別されない権利」の内容を示すことで、現に起きている様々な差別事件に対しで被害者救済の可能性を広げた点である。判決は「情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては実際に不当な扱いを受けるに至らなくともこれに対する不安感を抱き、ときにはそのおそれにつかれるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穀な生活を侵害されることになるので

あつて、これを受忍すべき理由はない」（二三三頁）と述べた。最近、性的指向などのアウティングやヘイトスピーチなどが社会問題となつていてが、高裁判決はこれらの行為を差別として認定し、救済の可能性を広げたのである。

6 「部落探訪」削除の動き

「部落探訪」に対しでは、各地で削除を求める動きも始まつていて。二〇二二年一月三〇日には、Google社が、鳥取ループが動画投稿サイトYouTubeに投稿していた「部落探訪」の約一七〇の動画を「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガ

「イドラインに違反する」として一斉に削除した。これに対して鳥取ループは削除された動画を別のウェブサイトに投稿し、有料会員に対して公開し続けており、この動画サイトのタイトルやサムネイル画像は無料で閲覧できる状態になっている。しかし、ネットの大手グーグルが削除した意義は大きい。

また、新潟県や長野県、埼玉県など掲載された地元の自治体も削除に乗り出している。地元の首長が「市民がさらしものになつてていることは、人権擁護上容認できない」として、直接地元の法務局や法務局支局に向いて削除要請をおこなう動きが広がっている。埼玉では一三市で一九カ所の被差別部落が「部落探訪」に掲載されたが、そのうち狭山市、川越市、加須市、熊谷市など一市の首長がさいたま地方法務局や同支局に削除要請をおこなった。新潟でも一三市町が「部落探訪」に晒されたが、上越市や新発田市長など一三市町のすべての首長が新潟法務局などに削除要請を行つてている。

7 「部落探訪」裁判の目的

今回の「部落探訪」削除裁判の目的は四つある。

一点目は、理屈抜きに被差別部落の掲載による差別の拡大助長を食い止める 것이다。「部落探訪」では、被差別部落の地名だけではなく個人の氏名や住宅、墓地、隣保館、教育集会所などが差別的な解説付きで掲載されており、これは文字通り被差別部落を見世物にし、被差別部落への差別意識を喚起する行為そのものである。二〇一九年に法務省が「インターネットの部落差別の調査」をおこなつてているが、その結果を見ると相当数の人たちがこれらの地名リストや動画を見ている実態がわかつてている。いまも毎日多くの人が「部落探訪」をのぞいており、部落差別は日々拡散されている。したがつてまずは何よりも、理屈抜きでこれを食い止めることが裁判の目的である。

二点目は模倣犯を食い止めるためである。最近、鳥取ループの「部落探訪」の模倣犯があちこちであ

らわれるようになった。例えば、奈良県では「おとのさん@南大阪ヒューマンクリエーター」を名乗る者がX（旧Twitter）に四四件、また京都では「昭和チャンネル」を名乗る者がYouTubeに一六件、愛知、岐阜を中心に「集落があるく」とタイトルを付けたYouTubeが二〇件、「部落探訪」を真似する形で動画をアップしている。現在、全国各地で市町村がモニタリングによる差別情報のチェックと削除要請をおこない一定の成果をあげているが、完全に削除することができず、いたちごつこのような形で対処しているのが実態である。この模倣犯に対し、このような悪質な行為をすれば、裁判所から違法行為であるとの命令を受け、損害賠償金を支払わなければならないことを警告するのが二つ目の狙いである。

三点目は、東京高裁の判決と法務省の行政指導を守らせることである。二〇二三年六月、東京高裁は鳥取ループの地名リスト公表は差別を助長する違法行為であるという判決を出した。判決は「一切の方

法による公表をしてはならない」（主文）としたが、鳥取ループはまったくこれを無視し、いまもネットに被差別部落を掲載し続けている。これは裁判所の判決を無視する明らかな違法行為であり、法治国家に対する挑戦だ。判決を守らないような人間を野放しにしてはならない。

挑戦ということで言えば、すでにふれたように東京法務局が二〇一六年に鳥取ループを呼び出して「（差別）行為の不当性を強く認識して反省し、直ちに（出版・ネット掲載を）中止」しなさいという「説示」をおこなった。また二〇一八年には、法務省が「助長誘発目的に基づくものであるか否かにかかわらず、……人権擁護上許容しえない」とする依命通知を出したが、鳥取ループはこれをも無視して違法行為を続けている。この違法行為をやめさせることが、東京高裁の判決や説示、依命通知を順守されること、これが二点目の目的である。

四点目は、差別禁止法をつくるためである。「全国部落調査」裁判では、東京地裁も高裁もネットか

らの削除を言い渡したが、部落差別を禁止する法律がないために、完全に差し止め、削除させることができなかつた。全国各地で市町村がモニタリングによる差別情報のチェックと削除要請をおこなつてい

るが、モグラたたきのような形で対処しているのが実態である。ネットに溢れるこれらの差別情報を全面的に削除するためには、どうしてもきちんと差別行為の禁止を謳つた法律が必要である。現在、国も法整備に向けた議論を進めており、一二月四日には、国会議員による超党派の「ネット社会におけるプライバシーの在り方を考える議員連盟」が発足したが、今後差別を禁止する法律をつくるうえで、今回の裁判の判決が重要な役割を果たすことになる。

裁判の判決は、法律に何を書き込まなければならぬのかを具体的に示す重要な内容になるのである。その意味でこの裁判は、差別を禁止する法律をつくるための闘いでもある。

8 「部落探訪」裁判への支援を

「部落探訪」削除を求める闘いがいよいよ開始された。部落解放同盟では、三つの裁判が出そろつたところで、国会における裁判報告集会の開催や勉強会など、法制定を念頭に置いた取り組みを進める予定である。

「全国部落調査」復刻版裁判は六年かかつたが、この裁判はそれほどの時間はかかるないとはいえ、一、二年はかかると見込まれる。裁判には時間と手間と費用が掛かる。裁判をやる府県の負担も大きい。しかし、この裁判は、被差別部落の掲載による差別の拡大助長を食い止め、また、部落差別を禁止する法律をつくるための闘いである。全国の同盟員は、この「部落探訪」削除裁判を支援しよう。大阪、埼玉、新潟で勇気をもつて立ち上がつてくれた原告を孤立させない闘いを進めよう。